



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社イズミ
代表者名 代表取締役社長 山西 泰明
(コード：8273、東京市場第一部)
問合せ先 執行役員財務経理部長 川西 正身
(TEL. 082-264-3211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 55 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を 7 名以内から 9 名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役として、適切な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
なお、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 5 月 26 日（木）
定款一部変更の効力発生予定日	平成 28 年 5 月 26 日（木）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数) 第 1 6 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第 1 6 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第 2 4 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	(取締役の責任免除) 第 2 4 条 同左 <u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(監査役の責任免除) 第 3 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	(監査役の責任免除) 第 3 1 条 同左 <u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>